

令和3年9月30日  
都市局街路交通施設課

## 「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を一部見直し

～維持管理に起因する機械式駐車設備の事故発生状況を踏まえ  
機械式駐車設備標準保守点検項目等を見直しました～

国土交通省では、機械式駐車設備の安全性の確保する観点から、適切な維持管理に関する指針を平成30年に作成しました。近年、機器等の交換が適切に実施されなかったことによる機械式駐車設備の事故が発生しているため、本指針に示す「機械式駐車設備標準保守点検項目」等について記載を見直しました。

- 国土交通省では、機械式駐車設備に関する専門的な知識を有していない、ビルオーナーや管理組合といった機械式駐車設備を管理されている方などにとって、保守点検事業者が行う点検内容・点検周期が適切かどうかの確認や、契約書の点検内容・点検周期の参考となるよう「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を平成30年に策定しました。
- 一方で、近年、機器等の交換が実施されなかったことによる事故が発生しているため、このたび、本指針に示す「機械式駐車設備標準保守点検項目」について、交換を促進できるよう項目を見直しました。
- また、本指針では、所有者及び管理者から製造者への設備の適切な維持管理に係る問い合わせに対応する仕組みを製造者において整備することとしており、この仕組みを引き続き所有者及び管理者のほか、保守点検事業者も理解する必要があるため、本指針の「保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」を見直しました。
- 本指針の内容については、今後、関係団体等への周知をはじめ、様々な機会を捉えて、所有者、管理者、設置者、保守点検事業者及び製造者に幅広く周知し、積極的に活用いただく予定です。

※機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針は、下記 URL からご覧ください。  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_gairo\\_tk\\_000086.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000086.html)

### 【問合せ先】

国土交通省都市局街路交通施設課 太田、梶原、花房

TEL 03-5253-8111[32845] 03-5253-8416(直通) FAX 03-5253-1592